

決 定 要 旨

被 審 人（住所）神奈川県

（氏名） A

上記被審人に対する平成 22 年度（判）第 23 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 142 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 22 年 12 月 15 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 2 号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 22 年 10 月 14 日

金 融 庁 長 官 三國谷 勝範

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

- 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実
金融商品取引法第 178 条第 1 項第 2 号に該当

被審人は、平成 12 年 5 月 17 日から平成 22 年 6 月 4 日までの間、株式会社シニアコミュニケーション（本店所在地：東京都港区六本木四丁目 1 番 4 号黒崎ビル 7 階。以下「シニアコミュニケーション」という。）の役員であったものであるが、被審人は、シニアコミュニケーションの下表の書類を掲載した目論見書を使用し、もって重要な事項につき虚偽の記載がある目論見書を使用したものであるところ、

被審人は、同目論見書に虚偽の記載があることを知りながら、同目論見書の作成に関与し、同目論見書に係る売出しにより、平成 18 年 11 月 2 日、被審人が所有する 240 株のシニアコミュニケーションの株券を 71,004,000 円で売り付けたものである。

財務計算に関する書類		虚偽記載	
書類	会計期間	内容（注）	事由
連結損益計算書	平成 17 年 4 月 1 日～ 平成 18 年 3 月 31 日の 連結会計期間	連結経常損益が▲127 百万円であるところを 217 百万円と記載 連結当期純損益が▲316 百万円であるところを 85 百万円と記載	・ 架空売上の計上 ・ 売上の前倒し計上等
連結貸借対照表		連結純資産額に相当する「資本合計」欄が 568 百万円であるところを 1,349 百万円と記載	

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

○ 法令の適用

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第 172 条第 5 項、第 2 項、金融商品取引法第 13 条第 1 項、第 2 項第 1 号ロ、第 176 条第 2 項

○ 課徴金の計算の基礎

旧金融商品取引法第 172 条第 5 項において準用する同条第 2 項の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある目論見書に係る売出しにより売り付けた被審人が所有する株券等の売価額の総額の 100 分の 2 に相当する額が課徴金の額となることから、

平成 18 年 11 月 2 日、被審人が所有するシニアコミュニケーションの株券を、売出しにより売り付けるに当たり使用した目論見書に係る課徴金の額は、

$71,004,000 \times 2 / 100 = 1,420,080$ 円

について、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満を切り捨てて、

1,420,000 円

となる。